

令和8年8月27日からの大雨について（第4報）

1 厚生労働省における対応

- (1) 08/27 08:30 厚生労働省災害情報連絡室設置
- (2) 富山県、石川県に対し、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）を活用した迅速な災害対応を依頼（8/27富山県、石川県）
- (3) 厚生労働省保健医療福祉調整本部支援チーム（チーム長：医務技監）について、情報連携開始。（8/27）

2 医療関係

- (1) 医療関係情報（8月28日 16時00分時点）

8月27日6時38分	三重県 EMIS 警戒モードに変更 ⇒三重県 EMIS 警戒モード解除
8月27日6時56分	富山県 EMIS 災害モードに変更 ⇒富山県 EMIS 警戒モードに変更
8月27日7時14分	山梨県 EMIS 警戒モードに変更 ⇒山梨県 EMIS 警戒モード解除
8月27日7時15分	石川県 EMIS 災害モードに変更 ⇒石川県 EMIS 警戒モードに変更
8月27日7時42分	新潟県 EMIS 警戒モードに変更 ⇒新潟県 EMIS 警戒モード解除
8月27日7時53分	長野県 EMIS 警戒モードに変更 ⇒長野県 EMIS 警戒モード解除
8月27日8時03分	愛知県 EMIS 警戒モードに変更 ⇒愛知県 EMIS 警戒モード解除
8月27日8時39分	福井県 EMIS 警戒モードに変更
8月27日8時56分	静岡県 EMIS 警戒モードに変更 ⇒静岡県 EMIS 警戒モード解除
8月27日9時2分	岐阜県 EMIS 警戒モードに変更 ⇒岐阜県 EMIS 警戒モード解除

- (2) 医療施設の被害状況（8月28日 16時00分時点）
現時点で被害報告無し
- (3) D M A T の活動状況（8月28日 16時00分時点）
中部ブロック、新潟県のD M A T に対して、自動待機基準が適応され待機 ⇒富山県・石川県以外の待機は解除済（8/27）
⇒富山県・石川県についても待機解除（8/28）
石川県：D M A T 調整本部設置（8/27）
- (4) D P A T の活動状況（8月28日 16時00分時点）
石川県：D P A T 調整本部設置（8/27）
- (5) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売販売業関係
各都道府県、関係団体に対し、注意喚起を行うとともに、被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（8/27）。
現時点で被害報告無し。

3 社会福祉施設等関係

富山県、石川県、福井県に対し、注意喚起を行うとともに、社会福祉施設等の被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（8/27）

(1) 高齢者関係施設の被害状況

石川県内3施設、富山県内の3施設について以下の通り被害の報告あり（8/27）。

	被災 施設数		被災状況別内訳							
			建物被害		停電		断水		浸水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
石川県(合計)	3	3	0	0	0	0	0	0	3	3
羽咋市 (はくいし)	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
中能登町 (なかのとまち)	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2
富山県(合計)	3	3	0	0	1	1	0	0	2	2
氷見市 (ひみし)	3	3	0	0	1	1	0	0	2	2

(2) 障害者関係施設の被害状況

富山県内の1施設において、以下の通り被害の報告あり（8/27）。

	被災施設数		被災状況別内訳							
			建物被害		停電		断水		浸水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
富山県（合計）	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1
魚津市 （うおづし）	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1

4 保健・衛生関係

(1) 人工透析患者の安否

各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した。

また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した。（8/27）
現時点で被害報告無し。

(2) 人工呼吸器在宅療養難病患者の安否

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（8/27）。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼（8/27）。
現時点で被害報告無し。

(3) 公費負担医療

公費負担医療（原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等）について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨の事務連絡を都道府県及び関係団体宛に発出（8/27）。

※「【事務連絡】令和8年8月27日から的大雨に伴う災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」（令和8年8月27日付け関係課連名事務連絡）

(4) 感染症対策

・避難所における咳エチケットや手指衛生、換気の徹底といった感染予防対策を含め、災害に係る感染症予防対策について事務連絡とリーフレットを発出するとともに、国立感染症研究所の専門家を派遣可能であることを周知。（8/27）

※「【事務連絡】令和8年8月27日からの大雨に伴う災害に係る感染症対策等について」（令和8年8月27日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）

(5) 被災者の健康管理

各都道府県等に対し、大雨の影響による保健所等の被害情報の収集や保健所等に被害があった場合に厚生労働省へ連絡することを要請。また、被災地で保健師などが行う保健活動に活用するための資料をまとめた事務連絡を送付し、避難所生活を送る被災者の健康管理を行うにあたり、十分な対策を行うよう依頼（8/27）。

(6) 食中毒対策

避難所における食中毒の発生防止及び発生時の情報共有について事務連絡をリーフレットとともに発出。（8/27）

※「【事務連絡】令和8年8月27日からの大雨に伴い設置された避難所での食中毒対策について」（令和8年8月27日付け健康・生活衛生局食品監視安全課事務連絡）

5 薬局、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(1) 薬局、薬剤師

各都道府県、保健所設置市、特別区に対し、薬局に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（8/27）。

石川県健康福祉部薬事衛生課より、8月28日9時時点での被害状況について報告あり。被害のあった2施設について、全て営業可能となっている。

	被災 施設数		被災状況別内訳							
			建物被害		停電		断水		浸水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
石川県(合計)	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0
小松市 (こまつし)	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
かほく市 (かほく市)	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0

(2) 毒物劇物

各都道府県、保健所設置市、特別区に対し、毒劇施設に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（8/27）。
現時点で被害報告なし。

(3) 輸血用血液製剤の供給

採血事業者（日本赤十字社）に対し、採血所や製造施設に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（8/27）。
現時点で被害報告なし。

6 地方支分部局関係

(1) 都道府県労働局関係（管内の状況） 【8月28日 9:00時点】

来庁者及び職員の安全確保のため、8/28（金）は以下の施設を終日臨時閉庁とする。

○富山労働局管内

- ・氷見公共職業安定所
- ・砺波公共職業安定所小矢部出張所

7 医療保険関係

- 被災に伴い被災者がマイナ保険証又は資格確認書を保険医療機関等に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（8/27）。

※「令和8年8月27日からの大雨に伴う災害の被災者に係るマイナ保険証又は資格確認書の提示等について」（令和8年8月27日付け保険局医療課事務連絡）を送付（8/27）。

- 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生（支）局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨を改めて周知。

※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（令和8年8月27日付け保険局保険課事務連絡）を送付（8/27）

- 各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
 ※「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について（令和８年８月２７日付け保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）を送付（８/２７）。
 ※平成２５年５月に発出した事務連絡を再周知。
- 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
 ※「令和８年８月２７日からの大雨に伴う災害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（令和８年８月２７日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付（８/２７）。
 ※平成２５年５月に発出した事務連絡を再周知。
- 被災者がマイナンバーカードを保険医療機関等に持参できない場合においても、オンライン資格確認システムで薬剤情報等が提供可能となる緊急時機能のアクティブ化を実施（８/２７）。関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（８/２７）。
 ※「令和８年８月２７日からの大雨に伴う災害に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和８年８月２７日付け政策統括官付医療情報基盤担当参事官室、政策統括官付医療情報連携担当参事官室、社会・援護局保護課事務連絡）を送付（８/２７）。

8 介護保険関係

(1) 被災した要介護高齢者等への対応について

- 災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（８/２７富山県、石川県）。
- 当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県・市町村にも連絡（８/２７）。
- また、各都道府県・市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出（８/２７）。

(2) 被災に係る介護報酬等の取扱いについて

- 要介護高齢者等や介護サービス事業所が被災した場合における介護報酬等の取扱いについて、緊急的に柔軟な対応が可能であることを周知（8/27）。

9 労働関係

(1) 労働基準関係

○労働基準関係行政の業務運営について

各都道府県労働局に事務連絡を発出し、被災地域における労働基準関係行政の運営に関し、

- ・労災保険給付の請求について、事業主等の証明が受けられなくても請求書を受理する等の手続きの簡略化
- ・労働保険料等の納付について、事業主等からの申請に基づく猶予措置等の実施
- ・企業が倒産等し賃金未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対する未払賃金立替払制度の申請手続きの簡略化

等について指示（8/27）。

※「自然災害時における労働基準関係行政の運営について（令和8年8月27日から的大雨に伴う災害）」（令和8年8月27日付け事務連絡）

(2) 職業安定関係

○雇用保険関係

- ・各都道府県労働局宛に事務連絡を周知し次の事項を指示（8/27）。（事務連絡「災害救助法適用時における求職者給付の支給に関する特例措置に関する留意事項等について」）
- ① 災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めること、当該事業所の労働者で一時的に離職を余儀なくされた者は基本手当の特例措置の対象になること等
- ② 被災地域の受給資格者に対する配慮（失業認定日変更、必要書類の確認、失業の認定における弾力的な取扱い等）を行うこと

(3) 勤労者生活関係

○勤労者退職金共済機構

- ・被災した共済契約者（事業場）の掛金についての納付期限の延長、支払手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を機構ホームページにて周知（8/27）
- ・被災した財形持家転貸融資返済中の方に対する返済猶予等の措置及び住宅等に被害を受け新たに財形持家転貸融資を受ける方に対する貸付金利引下げ措置を機構ホームページにて周知（8/27）

○労働金庫（ろうきん）

- ・通帳等のない場合の預金引き出し等及び特別融資の実施等について、労働金庫のホームページにて周知（東北労働金庫(8/27)、北陸、中央労働金庫（8/28））

10 年金関係

- 日本年金機構に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう指示するとともに、対象市町村に対しても周知（8/27）

- 日本年金機構に対し、災害により被害を受けた適用事業所に対する厚生年金保険料等の納付の猶予制度等に係る周知について通知を発出するとともに、地方厚生局にも併せて通知を発出（8/27）

- 承継年金住宅融資等債権管理回収業務における元金及び利息の返済猶予及び返済期間の延長と、返済猶予期間中の利率の軽減について、実施機関の（独）福祉医療機構のホームページより周知（8/27）

11 障害者支援関係

- 特別児童扶養手当等に係る提出書類の省略等について

特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の被害を受けた被災者に係る所得制限の特例措置等について都道府県等に要請（8/27）

- 災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所で災害による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（8/27）。

12 消費生活協同組合関係

- 国が所管する共済事業を行う消費生活協同組合及び同連合会に対し、災害救助法が適用された自治体において、①共済証書等を焼失又は流出した共済契約者に、簡易な確認方法をもって共済金の支払いの利便を図ること。②被災した共済契約者への共済金の支払いをできる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込猶予期間の延長等を行うこと。③共済契約の更新手続きにおいて猶予期間を設けることなどの取扱いが可能である旨通知を発出（8/27）。

以上